

# 「災害被災者主体の支援」を実現するために

長雨の影響による地滑りや道路崩落などが相次いだ2006年6月から1年が経ちます。沖縄では最近地震による大きな災害は起きていませんが、台風による家屋の倒壊や長雨による水害・土砂災害など災害はいつおきてもおかしくない身近なものです。

ここでは、沖縄県ボランティア・市民活動支援センター（県ポラセン）の災害に対する取り組み、特に被災者支援について、その視点と取り組みをご紹介します。

## ■ 昨年の取り組み

### 「長雨災害から」

沖縄県ボランティア・市民活動支援センターではこれまで、「被災者主体」を念頭においた災害被災者支援を行ってきました。

昨年6月の長雨災害では、県内中城村をはじめ、那覇市などで多数の避難世帯が生じたことから、県内外へのボランティアニーズの発信などを目的として「沖縄県災害ボランティアセンター」を設置しました。その後も「災害時のボランティアの力を考えるシンポジウム」の開催や長野県での災害ボランティアセンター設置訓練への参加など積極的に取り組んできました。

## ■ 今年度の取り組み

### 「災害被災者支援力パワーアップ事業」

今年度は日本郵政公社の年賀寄附金助成事業の助成を受けて、「被災者主体の支援」に「被災当事者間の自治力の向上」という視点を加えた「災害被災者支援力パワーアップ事業」を行います。一年間の事業ではありますが、モデル地区を指定しての避難所運営のシミュレーション訓練や災害被災者支援ガイドの作成、研修会等を行っていきます。

災害という非日常の状況の中で、被災現場では子ども、女性、高齢者、障がい者、人工透析患者、外国人、アレルギー、ペット等にまつわる本当



▲中城崩落現場（2006年8月）

## シリーズ 活動最前線

### 新しい出会いを楽しむサークル

## 琉球大学 ボランティアサークル

今回は、沖縄で最初にボランティアサークルを名乗り、活動をしてきた歴史ある「琉球大学ボランティアサークル（通称「琉ボラ」）」を紹介する。

現在、琉ボラのメンバーは約50名。法文・教育・理・農・工・医学部という様々な学問を学ぶ学生たちが集まっており、多彩なメンバーがいるというのが特徴的だ。

毎月1回の「ビーチクリーン活動」と大学近くにある沖縄病院の筋ジスト患者たちの集まる「ゲッコーズ」との交流が琉ボラを中心活動となっておりが、その他にも知的障害者の作業所や社協、NPO、福祉施設からの依頼を受けての活動がある。学生の集まりという流動的な組織にあつて、サークルを維持していく



▲月1回、沖縄病院「ゲッコーズ」との交流に参加する琉ボラメンバー

ことは容易ではないが、「自分たちが楽しみなから」というスタンスで活動を続けている。

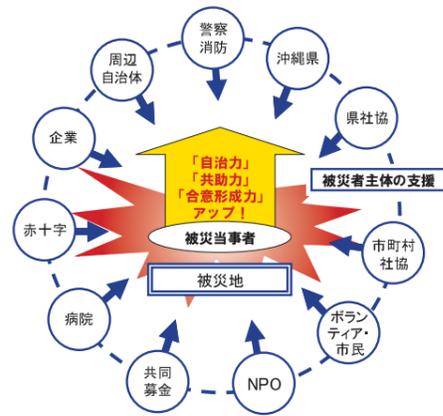
取材した「ゲッコーズ」との交流の場から見えてくるものは、障害とかボランティアなどの福祉的な概念にとらわれない、それぞれの新しい出会いから生まれた友達関係で築かれている場であるということだ。ボランティアだから何かをする、してあげるといふ気負いは全く無く、ただ一緒にゲームをしたりおしゃべりに花を咲かせたりする。

琉ボラに参加する理由を聞くと、「普段、出会うことのない人たちと出会うことが出来る。色々な人たちとの出会いは、学校に在るだけでは知ることのない自分の視野を広げてくれるから」とのこと。ビーチクリーン活動も「個人だとビーチのゴミに気づいても、拾うことをためらったりして出来ないけれど、集団になればできる」とのこと。

今年度の目標を尋ねると、「ビーチに落ちていたガラス片でビーチグラスアートを作成すること。そのため、ビーチクリーン活動を頑張った多くのガラス片を集めます。サークルのメンバーも減っていくことがないように、みんなが楽しく活動できるサークルにしていきたい」と語ってくれた。

に多様な被災者ニーズが生まれます。そうした多様な被災者のニーズをどこまで想定し、対策を講じておけるのか、そして災害時に被災者支援に携わる機関が連携しながら「被災者主体の支援」を行うためにはどのような視点や準備が必要なのかを当事者や支援に携わる方々とともに考えたいと思います。

また忘れてはならないのが、被災から復興・回復する過程では、「被災当事者自身が生活上の意思決定を行い、その力がある」ということを確認していくプロセスが重要ということです。このような被災当事者自身で「いのち」と「ぐらし」を守る「被災当事者間の自治力・共助力・合意形成力」を高めていくという点にも力を入れて本事業を効果的に実施していきたいと思えます。



## コラム 市民の力を活かした被災者支援

被災現場で活躍する存在として、災害救援に駆けつけるボランティアがいます。これまでも全国各地で災害が起きたときに、日常の生活を奪われた被災地の状態に対して、「力になりたい！」と市民の想いが全国から被災地に向けられました。その形は「お金」や「物資」そして「ボランティア」という形で現れます。

ボランティアは多様なニーズを持つ被災者一人一人へ時間を気にせず、独自の視点から細やかな支援を行うことができます。一律公平に行われる行政からの支援と連携することで、被災者支援に欠かせない力となります。

一方で、こうした被災地へ集まる市民の想いが、被災者の生活を壊したり、日常生活を送る権利を侵害することになってしまふことは避けなければなりません。そこで重要になってくるのが被災者を中心と考えたボランティア活動のあり方であり、被災者の日常生活を送る権利の回復を使命とした災害ボランティアセンターの存在です。社会福祉協議会はこの災害ボランティアセンターを設置する役割を担うことが期待されており、市民の自発的な想いを受け止めながら、被災者支援に必要なボランティアの力をコーディネートしていきます。

沖縄県ボランティア・市民活動支援センター  
Tel: 098-884-4548 (直通)  
Fax: 098-884-4545 (直通)  
e-mail: vol@okishakyoo.jp  
ボランティアねごと <http://volunchure/volanchure.net>

## 福祉施設経営相談

### Q&A

### 労務管理編

今回、回答して頂くのは  
本会「福祉施設経営相談支援事業専門相談員」の  
社会保険労務士 江尻 育弘先生です。



**Q** 就業規則に「この就業規則にない事項については、労働基準法、その他の法令による」と定めたり、準用規定をおくことのリスクとは何でしょうか。

**A** 「労働基準法、その他の法令による」と、ざっくりとまとめてしまうと、以下のような問題が生じたときに困ることになります。社会福祉法人の就業規則は、一般的に法定外年休が多く、例えば法定外年休の買い取りを行ったり、翌年度繰り越しを認めないという独自の運用をしている場合でも、「労働基準法、その他の法令による」と規定されていれば、法定外であっても法定内のしぼりの中で運用しますと、自ら宣言するようなものだからです。

また、類似の例として「この就業規則を準用する」という規定の仕方も検討した方が良いでしょう。準用するものと準用しないものの区分けが曖昧になる危険があります。もし、準用規定をおくのであれば、何を準用するのか、何は準用しないのかを明確にした上で、準用する条項を明確に規定しておくことをお勧めいたします。

県社協では経営支援室を設置し、福祉施設の経営相談を受け付けています。

社会福祉法人の設立、施設経営、職員の処遇、会計・税務、法律問題など、さまざまな相談に対して2名の経営支援員と3名の専門相談員が対応しています。

**沖縄県社会福祉協議会 経営支援室**

電話 098(887)2037 (直通)  
FAX 098(887)2043 (直通)